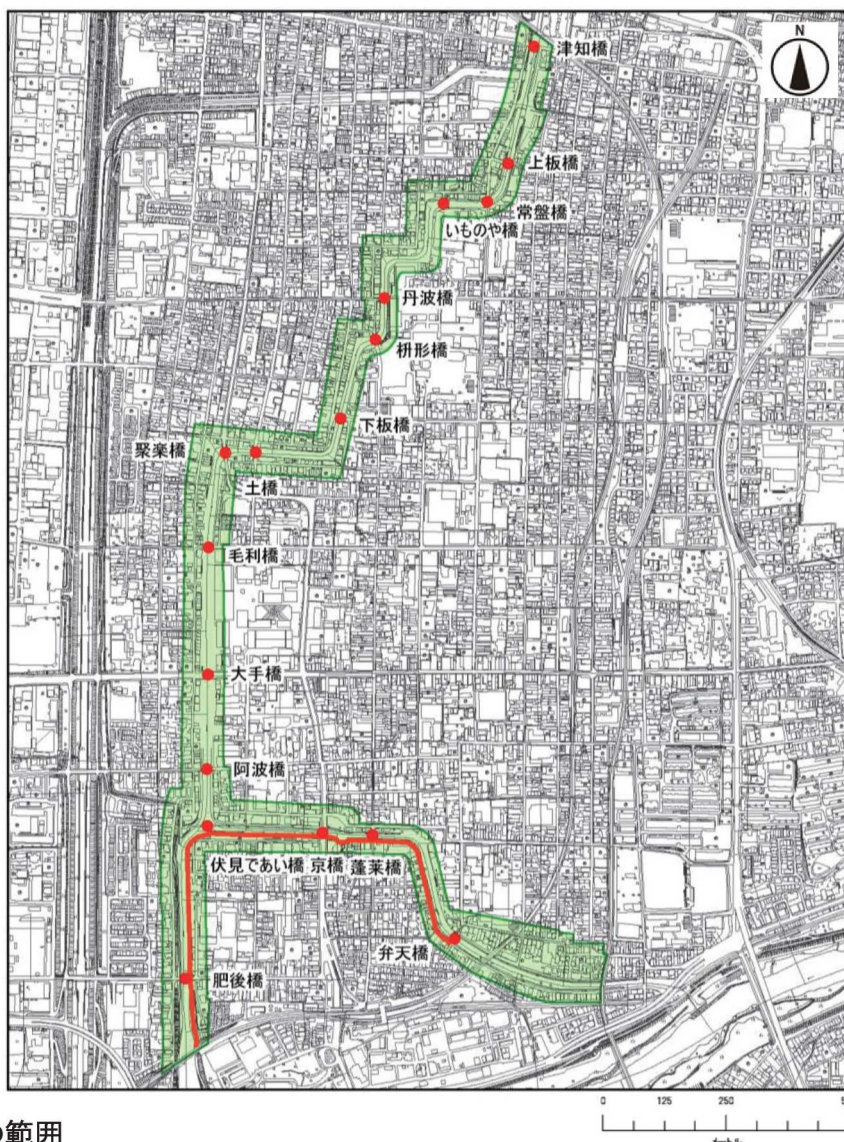


(32) 濠川・宇治川派流



●保全区域の範囲

凡例	区域の種類	区域の範囲
● —	視点場	美観地区内の濠川・宇治川派流に架かる橋(津知橋, 上板橋, 常盤橋, いものや橋, 丹波橋, 柵形橋, 下板橋, 土橋, 聚楽橋, 毛利橋, 大手橋, 阿波橋, 伏見であい橋, 肥後橋, 京橋, 蓬莱橋, 弁天橋)及び当該河川敷内の道並びに河岸沿いの道路
■	近景デザイン保全区域	美観地区内の濠川・宇治川派流の河川界又は当該河川沿いの道路等の境界線からの水平距離が20m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

1 建築物等は、濠川及び宇治川派流並びにその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
形態・ 意匠	屋根 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定勾配屋根とすること。 ● 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ● 日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 塔屋を設けないこと。 ● 建築物等の各部分は、河川沿いの樹木等と調和し、良好な水辺の眺めを形成するものとする。
色彩	● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、河川沿いの樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	● 良好な水辺の眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

